

水道環境課からのお知らせ

「その他プラ」(プラスチック製容器包装)を出す前にご確認をお願いします！

- 「その他プラ」の袋に入れるプラスチック製の容器包装に「♻️マーク」は付いていますか？  
洗ってないものは入っていませんか？
- 「その他プラ」の袋に「自治会名」と「氏名」は記入してありますか？



住民のみなさんにごみの分別と減量化に積極的に取り組んでいただいています。しかし、「プラスチック製の容器包装」を回収していることは知っていても「入れていいものはどんなものか」「なぜ集積所に残っているか」などのお電話をいただきます。また異物や洗っていないものが混入し、自治会名・氏名の記入もなく回収されない事例があります。そこで、もう一度再確認したい「その他プラ」の出し方と出してはいけないもの、リサイクルのルールを改めてお知らせします。

■「その他プラ」って何？

プラスチック製容器包装で、商品を入れたもの(容器)や、包んだもの(包装)であって中身の商品を取り出した(使った)後、不要となったものをいいます。

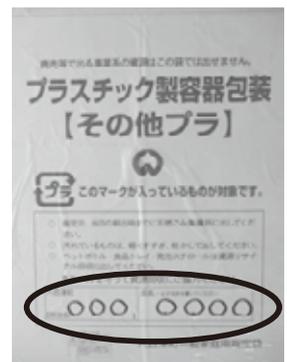
「その他プラ」とは、「その他プラスチック」を略したものです。容器包装リサイクル法において、プラスチックは指定表示ペットボトル(清涼飲料・しょうゆ・酒類の3種類)とそれ以外のプラスチック製容器包装の2種類の分別になっています。このため「その他プラ」の「その他」とは、指定表示ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を指します。



プラスチック製容器包装のマークのあるものが対象となります。

■「その他プラ」の出し方

1. 「その他プラ」を入れる袋は、「プラスチック製容器包装【その他プラ】(青色の文字)」を指定袋としてしますので、この袋に入れて出してください。袋は、役場1階 水道環境課および各出張所でお渡ししています。
2. 袋には「自治会名」と「名前」を必ず記入してください。
3. 毎月第2と第4の日曜日に指定の場所に出してください。回収時間に間に合わなかった時は次回に出していただきますようお願いします。
4. 「対象となる物は？」(主な物) ※汚れたままのものは可燃ゴミです。



**【ボトル類】**  
シャンプー・乳酸菌飲料  
洗剤などのボトル  
(必ず中を洗ってください。)

**【チューブ類】**  
歯磨き粉・わさびなどの  
チューブ  
(中を洗ってください。)

**【ネット類】**  
野菜や果物が入っていた  
ネット  
(金具は外してください。)

**【キャップ類】**  
インスタントコーヒーや  
ペットボトルなどのプラ  
スチック製のキャップ

**【カップ・パック類】**  
プリン・卵パック・コン  
ビニなどの弁当容器・総  
菜のパックなど(紙は除  
く)(洗ってください。)

**【ポリ袋・ラップ類】**  
スナック菓子・お菓子な  
どの包み  
(惣菜などのラップは汚れ  
を落としてください。)

**【トレイ類】**  
発泡スチロール製のトレイ以外の  
トレイは「その他プラ」として出  
してください。(発泡スチロール製食  
品トレイは別に回収しています。)



◀ 異物や洗っていないものが混入し自治会名・氏名の記載もなく残されたごみ袋

進めようリサイクル・再商品化！

- 5. 「その他プラ」としては出さないで！

**【発泡スチロール製の緩衝材類・発泡スチロール製のトレイ類・ペットボトル】**  
家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材や生鮮食料品の発泡スチロール製トレイおよびペットボトルは、別に回収日がありますので、その時に出してください。